

# 所得税等の確定申告について ～はじめよう！スマートフォンで確定申告～

○ 税務署の確定申告会場の開設期間は、令和4年2月16日(水)から3月15日(火)まで！

【受付時間：午前8時30分から午後4時(相談開始は午前9時から)】

会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、「**入場整理券**」が必要(作成済申告書の提出のみであれば不要)です。

入場整理券は会場当日配付しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行も可能**です。

※1 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場**をお願いすることがあります(入場整理券の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます)。

※2 駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。



国税庁LINE  
公式アカウント

## ○ いつでもどこでも申告可能 スマホでかんたん！確定申告

スマートフォンで国税庁ホームページにアクセスすれば、「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って入力するだけで申告書が作成できます。

作成した申告書はそのまま「e-Tax(電子申告)」を利用して送信できるほか、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

### ～ スマホ専用画面がより便利に！～

➤ 令和4年1月から「スマホ専用画面」において、次のことが可能となります。

- ① スマホのカメラ機能を使った源泉徴収票の自動入力が可能
- ② これまで可能であった給与所得、雑所得(年金など)及び一時所得(保険金など)の申告に加え、特定口座年間取引報告書(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)、上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分)及び外国税額控除の申告が可能となり「スマホ専用画面」の対象範囲が拡大

➤ 申告できる所得控除について制限はありませんので、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除も申告できます。



確定申告書等  
作成コーナー

### 税務署に出向く必要なし！

e-Tax 又は印刷して郵送等により提出することができます。

### いつでも利用可能！

確定申告期間中は、休日を含め24時間利用できます。

### 自動で税額を計算！

収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算することができます。

### プリントサービスにも対応！

コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して、申告書を印刷することができます。